

砂川市条例第33号
令和7年12月11日

砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例

砂川市火入れに関する条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「見取図。」を「見取図」に改め、同項第2号中「所有し」を「所有し、」に、「承諾書。」を「承諾書」に改め、同項第3号中「写し。」を「写し」に改める。

第14条第1項第1号中「又は暴風警報若しくは」を「、暴風警報又は」に改め、同項第2号中「乾燥注意報」の次に「又は林野火災に関する注意報」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。